

**令和 8 年度 宮崎地方最低賃金審議会
第 1 回 特定（産業別）最低賃金 検討小委員会 議事要旨**

1 日 時 令和 8 年 8 月 31 日（月） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 46 分

2 場 所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3 名
労働者側委員 2 名
使用者側委員 3 名

4 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について
- (2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 公益委員から座長及び座長代理が選任された。
- (2) 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性有の結論に至るためには、全会一致の議決が必要である旨確認された。
- (3) 改正申出のあった 4 業種について、関係労使からの意見聴取を行った。労働者側は、4 業種の代表者 5 名が意見を陳述し、使用者側は、出席委員が、4 業種に対する意見を述べた。
- (4) 労働者側委員は、「改正申出を行った 4 業種は宮崎県になくてはならない基幹産業であり、労働者代表の意見陳述も踏まえ、4 業種で部会開催をお願いしたい。」旨の意見を表明した。
- (5) 使用者側委員は、「地域別最低賃金の大幅な引上げが続き、特定最低賃金の意義が失われていることから、4 業種とも改定の必要性はない、特に長年改定されていない業種については、廃止に向けた議論を進めるべきである。」旨の意見を表明した。
- (6) 労使の主張に隔たりがあり、改正の必要性の有無について結論が出なかった。それぞれ一旦持ち帰り、次回 9 月 1 日（火）午前 10 時 00 分から開催する第 2 回検討小委員会において再度協議することとなった。

以上